

令和5年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

総務局

## 目 次

	ページ
1 特別会計の設置に関する条例 新旧対照表 .....	1
2 収入証紙に関する条例 新旧対照表 .....	2
3 神奈川県手数料条例 新旧対照表 .....	4

1 特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	事務の内容	名称	事務の内容
(略)		(略)	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計	地方独立行政法人神奈川県立病院機構に係る地方債及び同機構に対する貸付金の管理に関すること。	地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計	地方独立行政法人神奈川県立病院機構に係る地方債及び同機構に対する貸付金の管理に関すること。
神奈川県中小企業資金会計	独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業又は中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する資金の貸付けに関すること。	(新設)	
(略)		(略)	

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～9 （略）		1～9 （略）	
10 （略） <u>漁業許可申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条	10 （略） <u>5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料</u>	神奈川県手数料条例第2条
<u>漁業許可変更許可申請手数料</u>		<u>5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料</u>	
（略）		（略）	
11～19 （略）		11～19 （略）	
20 （略） <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u>	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19	20 （略） <u>特殊建築物等敷地許可申請手数料</u>	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19
<u>住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料</u>		（新設）	
（略）		（略）	
<u>建築物の高さの特例認定申請手数料</u>		<u>建築物の高さの特例認定申請手数料</u>	
<u>再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料</u>		（新設）	
（略）		（略）	
<u>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u>		<u>特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	
<u>高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料</u>		（新設）	
（略）		（略）	
<u>公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料</u>		<u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</u>	
<u>公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料</u>		<u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</u>	

改 正		現 行	
<u>公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料</u> (略)		<u>同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料</u> (略)	
21～30 (略)		21～30 (略)	
31 (略) <u>駐車監視員資格者証再交付手数料</u> <u>特定自動運行許可申請手数料</u> <u>特定自動運行計画変更許可申請手数料</u> (略)	神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第2条	31 (略) <u>駐車監視員資格者証再交付手数料</u> (新設)  (新設)  (略)	神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)第2条
32 (略)		32 (略)	

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～10（略）			1～10（略）		
11 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく漁業の許可の申請に対する審査	漁業許可申請手数料	3,000円	11 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円
12 漁業法第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	漁業許可変更申請手数料	2,500円	12 漁業法第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更申請手数料	2,400円
12の2 漁業法第119条第2項の規定に基づく規則で定める水産動植物の採捕に係る許可の申請に対する審査	水産動植物の採捕に係る許可の申請手数料	4,200円	(新設)		
13～48（略）			13～48（略）		
48の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づく許可に係る	動物用生物学的製剤取扱手数料	豚熱予防液1頭1回につき 70円	(新設)		

改正			現行		
る動物用生物学的製剤の交付及び検査					
49～100 (略)			49～100 (略)		
5～7 (略)			5～7 (略)		
8 県土整備局関係			8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～48の2 (略)			1～48の2 (略)		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項及び51の項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>(1) <u>一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合</u> 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅(1)に該当するものを除く。)の場合</u> 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 3万4,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 3万8,000円</p> <p>(3) <u>一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合</u></p>	49 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項及び51の項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>(1) <u>一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)の場合</u> 3万4,000円</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合</u></p>

改 正		現 行	
	<p>合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）</u> 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 3万3,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 5万7,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 16万円</p>		<p>合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等</u> 3万4,000円</p> <p><u>(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 6万9,000円</p> <p><u>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 9万7,000円</p> <p><u>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 14万円</p> <p><u>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 20万円</p> <p><u>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u></p>



改 正			現 行		
					28万円
					(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等
					38万円
					(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等
					50万円
					(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等
					59万円
		イ 住宅部分 (アに該当するものを除く。)			イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物			11万円
		6万9,000円			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物			14万円
		12万円			(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物
		(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物			18万円
		20万円			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物			28万円
		28万円			(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物
					36万円
					(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル

改 正			現 行		
		<p>ウ <u>非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）</u>  <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合</u>  <u>（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあつては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）</u> 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u>  8万7,000円</p>			<p>ル以内の建築物  43万円</p> <p><u>（キ）床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物</u>  50万円</p> <p>（新設）</p>

改 正		現 行	
	<p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 11万円</p> <p>(ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 15万円</p> <p>(エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 24万円</p> <p>(オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 31万円</p> <p>(カ) <u>床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円</p> <p>(キ) <u>床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 44万円</p> <p>エ <u>非住宅部分(ウに該当するものを除く。)</u> 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 23万円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> 29万円</p>		<p>ウ <u>非住宅部分</u> 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル以内の建築物</u> 24万円</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 30万円</p>

改 正			現 行		
		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円			(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円
		(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 55万円
		(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円			(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 67万円
		(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円			(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 79万円
		(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円			(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 90万円
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 4,700円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 4,900円 (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 4,900円 (イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等

改 正		現 行	
<p>条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>メートル未満の建築物 2万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 4万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 8万1,000円</p>	<p>27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>9,600円</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 1万6,000円</p> <p>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 2万7,000円</p> <p>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 4万5,000円</p> <p>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 8万1,000円</p> <p>(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 13万円</p> <p>(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 16万円</p> <p>(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 17万円</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 1万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000</p>
	(削除)		

改 正			現 行		
					平方メートル以内 の建築物 2万7,000円
					(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え5,000 平方メートル以内 の建築物 8万1,000円
					(オ) 床面積の合計 が5,000平方メー トルを超え1万平 方メートル以内の 建築物 13万円
					(カ) 床面積の合計 が1万平方メート ルを超え2万 5,000平方メート ル以内の建築物 16万円
					(キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートルを超える 建築物 20万円
		イ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額			ウ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額
		(ア) 床面積の合計 が300平方メート ル未満の建築物 9,400円			(ア) 床面積の合計 が300平方メート ル以内の建築物 9,600円
		(イ) 床面積の合計 が300平方メート ル以上1,000平方 メートル未満の建 築物 1万6,000円			(イ) 床面積の合計 が300平方メート ルを超え1,000平 方メートル以内の 建築物 1万7,000円
		(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の 建築物 2万7,000円			(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トルを超え2,000 平方メートル以内 の建築物 2万7,000円
		(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の			(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え5,000 平方メートル以内

改 正			現 行		
		建築物 <u>8万円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 13万円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 16万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 20万円			の建築物 <u>8万1,000円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 13万円 (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 16万円 (キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 20万円
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)</u> の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア <u>床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅</u> <u>8,500円</u> イ <u>床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅</u> <u>9,500円</u> (2) <u>一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)</u> の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査(前項及び次項に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>一戸建ての住宅の場合</u> <u>1万7,000円</u> (2) <u>既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分の場合(住戸の部分のみの申請をする場合に限る。)</u> 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数(以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。)の区分に応じ、

改 正			現 行		
		<p>ア 床面積の合計が 200平方メートル未 満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 200平方メートル以 上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p>			<p>それぞれ次に定める金 額</p> <p>ア 変更申請戸数が1 戸の共同住宅等 1万7,000円</p> <p>イ 変更申請戸数が1 戸を超え5戸以内の 共同住宅等 3万4,500円</p> <p>ウ 変更申請戸数が5 戸を超え10戸以内の 共同住宅等 4万8,500円</p> <p>エ 変更申請戸数が10 戸を超え25戸以内の 共同住宅等 7万円</p> <p>オ 変更申請戸数が25 戸を超え50戸以内の 共同住宅等 10万円</p> <p>カ 変更申請戸数が50 戸を超え100戸以内 の共同住宅等 14万円</p> <p>キ 変更申請戸数が 100戸を超え200戸以 内の共同住宅等 19万円</p> <p>ク 変更申請戸数が 200戸を超え300戸以 内の共同住宅等 25万円</p> <p>ケ 変更申請戸数が 300戸を超える共同 住宅等 29万5,000円</p>
		<p>(3) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合 当該申請に係る建 築物の部分（既に計画 の認定を受けた部分で 変更しない部分を含 む。）について、次に 掲げる建築物の部分の 区分に応じそれぞれ次 に定める金額を合算し た金額</p>			<p>(3) 一の建築物（一戸建 ての住宅を除く。次項 において同じ。）の場 合（同時に住戸の部分 の申請をする場合を含 む。） 当該申請に係 る建築物の部分（既に 計画の認定を受けた部 分に変更しない部分を含 む。）について、次 に掲げる建築物の部分 （共用部分の審査を要 しない場合にあつて</p>



改 正			現 行		
		<p>ア <u>既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 1万6,500円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万8,500円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 5万円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 8万円</p>			<p>は、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア <u>既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等</u> 1万7,000円</p> <p><u>(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 3万4,500円</p> <p><u>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 4万8,500円</p> <p><u>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 7万円</p> <p><u>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 10万円</p> <p><u>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内</u></p>

改 正			現 行		
					の共同住宅等 14万円
					(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 19万円
					(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 25万円
					(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 29万5,000円
		イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万4,500円			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 5万5,000円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 6万円			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 7万円
		(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円			(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 9万円
		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 14万円			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 14万円
					(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 18万円
					(カ) 床面積の合計が1万平方メートル

改 正			現 行		
		<p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分  <u>(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (外皮基準不適用の場合にあつては、同号ロ(2)) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。)</u>  <u>次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u>  4万3,500円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u>  5万5,000円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u>  7万5,000円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u>  12万円</p> <p><u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u></p>			<p><u>ルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物</u>  21万5,000円</p> <p><u>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物</u>  25万円</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行	
	15万5,000円		
	(カ) 床面積の合計 が1万平方メー トル以上2万5,000 平方メートル未満 の建築物		
	18万5,000円		
	(キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートル以上の建 築物		
	22万円		
エ	既に計画の認定を 受けた非住宅部分 (ウに該当するもの を除く。) 次に掲 げる非住宅部分の床 面積の区分に応じ、 それぞれ次に定める 金額	ウ	既に計画の認定を 受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部 分の床面積の区分に 応じ、それぞれ次に 定める金額
	(ア) 床面積の合計 が300平方メー トル未満の建築物		(ア) 床面積の合計 が300平方メー トル以内の建築物
	11万5,000円		12万円
	(イ) 床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満の建 築物		(イ) 床面積の合計 が300平方メー トルを超え1,000平 方メートル以内の 建築物
	14万5,000円		15万円
	(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の 建築物		(ウ) 床面積の合計 が1,000平方メー トルを超え2,000 平方メートル以内 の建築物
	18万5,000円		19万円
	(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トル以上5,000平 方メートル未満の 建築物		(エ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え5,000 平方メートル以内 の建築物
	26万5,000円		27万5,000円
	(オ) 床面積の合計 が5,000平方メー トル以上1万平方 メートル未満の建 築物		(オ) 床面積の合計 が5,000平方メー トルを超え1万平 方メートル以内の 建築物
	32万5,000円		33万5,000円
	(カ) 床面積の合計 が1万平方メー トル以上2万5,000		(カ) 床面積の合計 が1万平方メー トルを超え2万

改 正			現 行		
		平方メートル未満 の建築物 38万5,000円 (キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートル以上の建 築物 43万5,000円 才 新たに追加する住 宅部分又は非住宅部 分 49の項(3)の規 定の例により算定した 金額(この場合にお いて、同項(3)中「床 面積」とあるのは、 「追加する床面積」 とする。)			5,000平方メー トル以内の建築物 39万5,000円 (キ) 床面積の合計 が2万5,000平方 メートルを超える 建築物 45万円 才 新たに追加する共 同住宅等の住戸の部 分、共用部分又は非 住宅部分 49の項(2) の規定の例により算 定した金額(この場 合において、同項(2) 中「総戸数」とある のは「追加する戸数」 と、「床面積」とあ るのは「追加する床 面積」とする。)
53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。51の項に該当する場合を除く。)	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 2,350円 (削除)	53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。51の項に該当する場合を除く。)	変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅の場合 2,450円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分の場合(住戸の部分のみの申請をする場合に限る。) 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 変更申請戸数が1戸の共同住宅等 2,450円 イ 変更申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4,800円 ウ 変更申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8,000円 エ 変更申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 1万3,500円 オ 変更申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 2万2,500円 カ 変更申請戸数が50

改 正			現 行		
		<p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 1万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平</p>			<p>戸を超え100戸以内の共同住宅等 4万500円</p> <p>キ 変更申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 6万5,000円</p> <p>ク 変更申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 8万円</p> <p>ケ 変更申請戸数が300戸を超える共同住宅等 8万5,000円</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 2,450円</p> <p>(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4,800円</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</p>

改 正		現 行	
	<u>方メートル未満の建築物</u> 2万2,500円		8,000円
	<u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 4万500円		<u>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 1万3,500円
			<u>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 2万2,500円
			<u>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 4万500円
			<u>(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 6万5,000円
			<u>(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 8万円
			<u>(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 8万5,000円
	(削除)		<u>イ 既に計画の認定を受けた共用部分に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>
			<u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物</u> 4,800円
			<u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 8,500円
			<u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 1万3,500円
			<u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以内の建築物</u>

改 正			現 行		
					トルを超え5,000平方メートル以内の建築物 4万500円
					(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の建築物 6万5,000円
					(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物 8万円
					(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物 10万円
		イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額			ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未滿の建築物 4,700円			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4,800円
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未滿の建築物 8,000円			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 8,500円
		(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未滿の建築物 1万3,500円			(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 1万3,500円
		(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未滿の建築物 4万円			(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 4万500円
		(オ) 床面積の合計が5,000平方メー			(オ) 床面積の合計が5,000平方メー



改 正			現 行				
		<p>トル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>6万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>8万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>10万円</p> <p>立 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 50の項(2)の規定の例により算定した金額（この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）</p>			<p>トルを超え1万平方メートル以内の建築物</p> <p>6万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の建築物</p> <p>8万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超える建築物</p> <p>10万円</p> <p>エ 新たに追加する共同住宅等の住戸の部分、共用部分又は非住宅部分 50の項(2)の規定の例により算定した金額（この場合において、同項(2)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>		
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 ((2)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 ((2)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。)の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
			ア～カ (略) (2)～(4) (略)				ア～カ (略) (2)～(4) (略)
55	(略)			55	(略)		
56	建築物の	建築物	(1) 一戸建ての住宅(建	56	建築物の	建築物	(新設)

改 正			現 行		
<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項及び58の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 1万7,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 1万9,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅(1)に該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分(共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応</p>	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項及び58の項に該当する場合を除く。)</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。)の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額(新設)</p>

改 正		現 行	
	<p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 3万3,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 5万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 10万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 16万円</p> <p>イ 住宅部分 (アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (外皮基準不適用の場合) においては、同号ロ(2) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次</p>		<p>ア 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分 (住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。) の審査を要しない場合) においては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を工場等 (同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。) の用途に供する場合及</p>

改 正		現 行		
		<p>に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>エ 非住宅部分 (ウに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>(4) 2以上の建築物の場合 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。) 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。) (1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ (略)</p>	<p>び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 (イに該当するものを除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(キ) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。) 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。) (1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>ウ (略)</p>	
57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。)	57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上 登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費	(1)・(2) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。)



改 正		現 行	
	<p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p><u>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物</u> 1万6,500円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 2万8,500円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 5万円</p> <p><u>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物</u> 8万円</p> <p><u>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞ</u></p>		<p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 (新設)</p> <p><u>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>

改 正		現 行	
	<p>れ次に定める金額 (ア)～(エ) (略)</p> <p><u>ウ</u> 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (<u>外皮基準不適用の場合</u>にあつては、同号ロ(2)) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>エ</u> 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (<u>ウに該当するものを除く。</u>) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>オ</u> 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 <u>56の項(3)</u>の規定の例により算定した金額 (この場合において、<u>同項(3)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)</p> <p><u>(4)</u> 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの <u>(1)</u>、<u>(2)</u>又は<u>(3)</u>の規定の例</p>		<p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>イ</u> 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (<u>非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合</u>にあつては、同号ロ(2)) の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>ウ</u> 既に計画の認定を受けた非住宅部分 (<u>イに該当するものを除く。</u>) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>エ</u> 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 <u>56の項(2)</u>の規定の例により算定した金額 (この場合において、<u>同項(2)</u>中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。)</p> <p><u>(3)</u> 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの <u>(1)</u>又は<u>(2)</u>の規定の例によ</p>

改 正			現 行		
		<p>により算定した金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） <u>(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） <u>56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>オ (略)</p>			<p>り算定した金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） <u>56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>オ (略)</p>
60	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、58の項に該当する場合を除く。)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） <u>前項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） <u>56の項(1)、(2)又は(3)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>オ (略)</p>	60	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る、58の項に該当する場合を除く。)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） <u>前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。） <u>56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>オ (略)</p>
61～66	(略)		61～66	(略)	
9～11	(略)		9～11	(略)	